

# 東京歯科保険医新聞

われわれが共同して保険を充実させよう

## 行政文書の開示で指導の全貌解明

協会の不服申し立てで厚生局が不開示決定を撤回

### 平成24年度指導計画表(歯科)

平成24年度 指導計画表(歯科)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
新規登録	○							○						
新規指定時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
点数改定														
集団方式					○			(○)						
面接懇談方式														
都道府県別指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共同指導(特定含む)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
新規個別指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

\* 数字は、指導対象予定件数である。

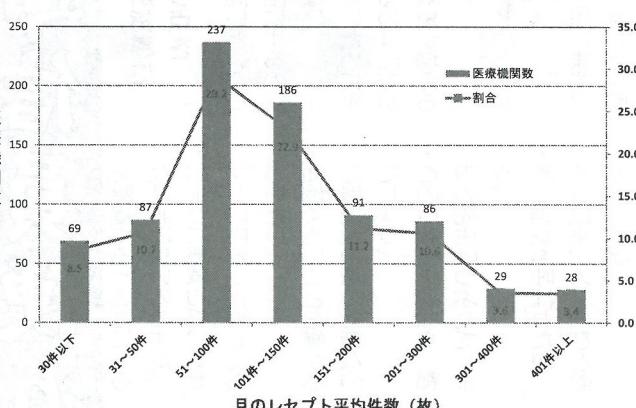
今回、上の表の墨塗り部分が明らかになった

平成24年度 指導計画表(歯科)

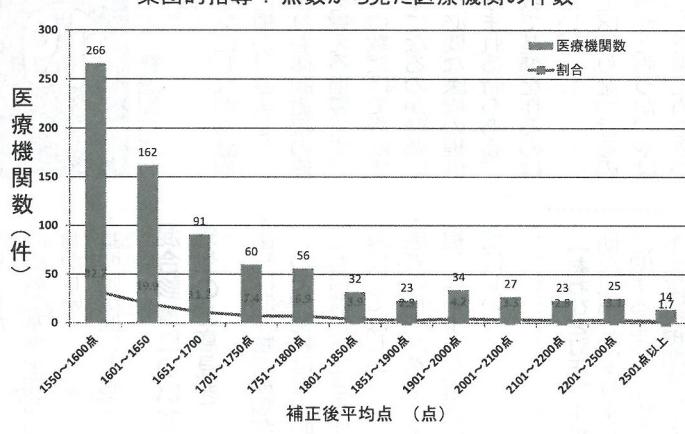
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
新規登録	○							○						
新規指定時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
点数改定														
集団方式				813			(○)							
面接懇談方式														
都道府県別指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共同指導(特定含む)	17	8	17	11	8	17	17	17	9	17	17	17	17	
新規個別指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新規指定	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	

\* 数字は、指導対象予定件数である。

集団的指導：1ヶ月のレセプト枚数別の医療機関数



集団的指導：点数から見た医療機関の件数



### 不開示決定撤回への経緯

協会は、例年開示されていたものが突然不開示にされたことに対し、関東信越厚生局東京事務所への要請を行った。その結果、指導予定件数などは、今年の三月三十日付けで厚労省医療課医療指導監査室から出された「医療指導監査業務に関する行政文書の開示請求に係る事務処理要領」に則って、不開示とされたことがわかった。

同「要領」は、A4判二十三ページで、「施設基準等に係る業務に関する行政文書の取扱い」等について、開示・不開示の具体的取り扱いを定めている。

例えは、「指導のノウハウ等に関する情報」は不開示情報とされ、「指導実施予定件数(医科・歯科・薬局別、病院・診療所別、診療科別等)」も不開示の例として示されている。

### 「あくまでも不開示を強制する通達ではない」—大臣官房地方課

その結果、協会の不服申立てを受け取った大臣官房総務課情報公開文書室より地方厚生局の事務運営の総合的監督等を行う大臣官房地方課に、協会からの不服申立てが出されている件に

資料(左グラフ)からは、平成二十四年度の集団的個別指導の対象には、補正された平均点数が三千五百五十三点(千五百五十点の医療機関(計八百十三件)が選定されていることがわか

た)。集団的個別指導が実施さ

各地で開示されることになつたのが経緯である。そのため、各地の保険医協会も厚生局への要請を重ねたことが追い風になつたことは言ふまでもない。

### 一ヶ月レセプト件数100件以下が約半数

その他、高点数を理由とする個別指導対象の医療機関が三百四十二件選定され、その平均点数は三千三百六十点(千六百四十点)で選定されたケースもある。レセプト件数が少ない医療機関が多く選定されている現状がよく理解されているなど、公正とは言い難い。

月のレセプト件数でも集団的個別指導と同様に、百分比以下の医療機関が五割を超えていて、そのすべてを指導できるだけの体制が整つておらず、昨年度実績から推測すると高点数を理由とした個別指導が実質行われるのはその上位百件程度とみられ、その約二割は、月のレセプト枚数が三十件未満という状況であった。

(都内の平均点数の一・二倍)千四百九十九点に限りなく近い医療機関が選定されていることに驚愕を禁じ得ない。

協会が関東信越厚生局に対し行政文書開示請求を行い、一度、一部不開示となつた文書が七月五日に開示された。

開示された部分は、「平成二十四年度指導計画」や「選定委員会議録」にある具体的な指導予定件数や高点数を理由にした指導を選定する

協会に届いた開示請求に係る決定通知には、指導予定件数などを不開示とする旨が挙げられており、その理由は「その情報報酬にすることにより当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」として、あるためとしていた。協議も重ねて行ってきた。

会は、これらの事実は看過できない事件であるとの認識に基づき、いち早く、地方厚生局を監督する厚労省大臣官房に不開示に対する不服申立てを行ったほか、この事務が全国的なものであることがわかり、与党議員への要請も重ねて行つてきた。

「あくまでも不開示を強制する通達ではない」—大臣官房地方課について照会がされた。照会を受けた地方課では、「要領」を発出した医療指導監査室に対し、その取扱いへの見解を求めた。これにより、医療指導監査室は「医療指導監査業